

# 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表

平成 24 年 8 月 7 日

改定 平成 25 年 1 月 25 日

改定 平成 25 年 5 月 7 日

環境省

## 1. はじめに

- 今回の東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等については、平成 23 年 5 月に「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を定め、これを基本としている。
- 同年 8 月に公布・施行された「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」（以下「災害廃棄物処理特措法」という。）により、「処理に関する基本的な方針」と「処理の内容及び実施時期等を明らかにした工程表」を定めることとされ、同年 11 月に改定された東日本大震災復興対策本部の「復興施策の事業計画と工程表」の中でこれを位置づけている。
- これらの内容を踏まえつつ、災害廃棄物に津波堆積物を加えた処理対象全体について、より具体的な処理の方針や内容、中間段階の目標を設定し、目標期間内での処理を確実にするための計画として、平成 24 年 8 月に、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」を策定した。これは、災害廃棄物処理特措法に基づく基本的な方針・工程表の改定との位置づけとなる。
- その後、被災地においては、県内処理、広域処理、再生利用を着実に進めており、これを踏まえ、処理対象量の精査も逐次行われている。平成 25 年 1 月には、年度末の中間目標に向け、大きな節目となる平成 24 年 12 月末時点での進捗状況を評価し、処理の加速化の取組をとりまとめたところであり、本処理工程表を改定して、その内容を反映した。
- さらに、今般、中間目標を設定した平成 25 年 3 月末時点での進捗状況を評価し、その結果を踏まえて、現行の処理工程表について必要な改定を行った。

## 2. 東日本大震災に伴う災害廃棄物全体の処理状況(別添1)

- 地震と津波により、東日本の13道県245市町村において、総量約1,965万トンの災害廃棄物が発生。
- 加えて、津波により6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)沿岸を中心に約1,300~2,800万トンの土砂、泥状物等が陸上に打ち上げられたと推定<sup>\*</sup>されている。このうち、処理を要する津波堆積物が、6県36市町村において約1,015万トン発生。
- その結果、過去に例を見ない合計約2,981万トンの災害廃棄物及び津波堆積物(以下「災害廃棄物等」という。)の処理が必要となった。
- 災害廃棄物については、震災発生後2年余の平成25年3月末時点で、被災市町村全体のおよそ3分の2にあたる160市町村で処理を完了(平成24年12月末より29市町村増加)。処理量は、全体の約61%に当たる約1,198万トン(平成24年12月末より約11%、243万トン増加)で、うち再生利用が約82%。
- 津波堆積物については、全体の約32%に当たる約326万トンの処理(平成24年12月末より、約15%、146万トン増加)(主に再生利用)を実施済み。

<sup>\*</sup>一般社団法人廃棄物資源循環学会「津波堆積物処理指針(案)(平成23年7月5日)」による。

表1 災害廃棄物全体の処理状況

|               | 都道府県数 | 市町村数 | 災害廃棄物推計量(千トン) | 処理済市町村数      | 処理量(千トン)       |                |             |                 |
|---------------|-------|------|---------------|--------------|----------------|----------------|-------------|-----------------|
|               |       |      |               |              | 再生利用           | 焼却             | 埋立          | 合計              |
| 平成25年3月末      | 13    | 245  | 19,654        | 160<br>(65%) | 9,817<br>[82%] | 1,370<br>[11%] | 793<br>[7%] | 11,981<br>(61%) |
| 平成24年12月末(参考) | 13    | 245  | 20,390        | 131<br>(53%) | 7,915<br>[83%] | 992<br>[10%]   | 640<br>[7%] | 9,547<br>(47%)  |
| 平成24年7月末(参考)  | 13    | 241  | 21,620        | 119<br>(49%) | 5,111<br>[85%] | 483<br>[8%]    | 390<br>[7%] | 5,984<br>(28%)  |

注1: 処理済市町村数、処理量の下段(%)は、それぞれ災害廃棄物発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。

注2: 処理量の内訳の下段(%)は、処理量の合計に対する割合を示す。

表2 処理を要する津波堆積物全体の処理状況

|               | 都道府県数 | 市町村数 | 津波堆積物推計量(千トン) | 処理済市町村数    | 処理量(千トン)       |            |                |
|---------------|-------|------|---------------|------------|----------------|------------|----------------|
|               |       |      |               |            | 再生利用           | 埋立         | 合計             |
| 平成25年3月末      | 6     | 36   | 10,153        | 7<br>(19%) | 3,214<br>[99%] | 43<br>[1%] | 3,257<br>(32%) |
| 平成24年12月末(参考) | 6     | 35   | 10,455        | 6<br>(17%) | 1,760<br>[98%] | 33<br>[2%] | 1,793<br>(17%) |
| 平成24年7月末(参考)  | 6     | 35   | 9,591         | 3<br>(9%)  | 431<br>[99%]   | 3<br>[1%]  | 434<br>(5%)    |

注1: 処理済市町村数、処理量の下段(%)は、それぞれ津波堆積物発生市町村中の割合、全体量に対する進捗割合を示す。

注2: 処理量の内訳の下段(%)は、処理量の合計に対する割合を示す。

### 3. 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況（別添2）

- ・平成24年8月以降の処理の進捗に伴い、①解体家屋数の見込み、②災害廃棄物の組成・比重、③農地における処理が必要な津波堆積物、④津波堆積物と不燃混合物との区分等により正確な把握が可能となったことから、逐次被災県において処理を要する災害廃棄物・津波堆積物の量の精査が行われてきている。
- ・特に甚大な被害を受けた3県（岩手県、宮城県、福島県）の沿岸37市町村において処理を要する災害廃棄物等は合計約2,590万トンとなった。このうち、災害廃棄物は、約1,582万トン（発生量全体の約80%）、津波堆積物は約1,009万トン（ほぼ全量）である。
- ・災害廃棄物の処理量は、平成25年3月末時点で、全体\*の約58%に当たる約924万トンで、うち再生利用が約83%。（平成24年12月末より、約15%、219万トン増加）。
- ・災害廃棄物の仮置場への搬入率は約91%。公物（学校、公営住宅等）の解体が本格化している。残りの家屋・基礎の解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施中である。
- ・津波堆積物の処理量は、全体の約32%に当たる約319万トンで、ほぼ100%再生利用。（平成24年12月末より、約15%、146万トン増加）。
- ・災害廃棄物等の仮置場は、最大で318か所設置されたが（平成23年9月末）、処理の進捗に伴い徐々に解消が進んでおり、172か所（約54%）まで減少している。

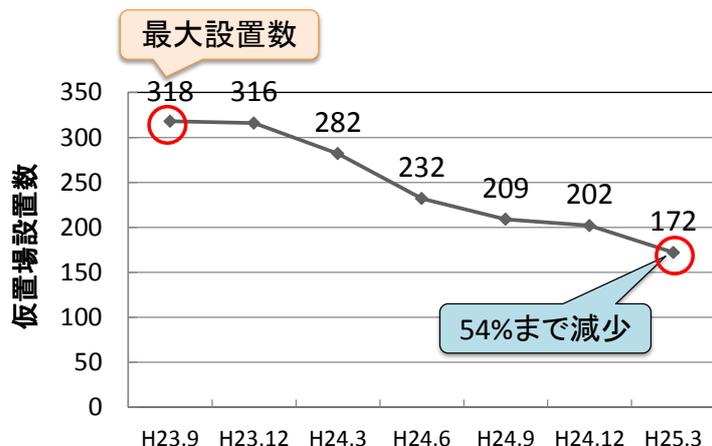


図 3県（岩手県、宮城県、福島県）の仮置場の設置数

※「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく、福島県の汚染対策地域内廃棄物約47万トンは含めない。

表3 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況(平成25年3月末)

|     | 推計量<br>合計<br>(千トン)    | 災害廃棄物(千トン)            |                 |                |                |             |                | 津波堆積物(千トン) |                |                 |            |                | 仮置場<br>設置数   |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------|----------------|----------------|-------------|----------------|------------|----------------|-----------------|------------|----------------|--------------|
|     |                       | 推計量                   | 搬入<br>済量        | 処理量            |                |             |                | 推計量        | 搬入<br>済量       | 処理量             |            |                |              |
|     |                       |                       |                 | 再生<br>利用       | 焼却             | 埋立          | 合計             |            |                | 再生<br>利用        | 埋立         | 合計             |              |
| 岩手県 | 5,253                 | 3,659                 | 3,198<br>(87%)  | 1,505<br>[84%] | 232<br>[13%]   | 65<br>[4%]  | 1,802<br>(49%) | 1,594      | 1,234<br>(77%) | 237<br>[100%]   | 0<br>[-]   | 237<br>(15%)   | 54           |
| 宮城県 | 17,335                | 10,456                | 9,748<br>(93%)  | 5,592<br>[83%] | 937<br>[14%]   | 231<br>[3%] | 6,761<br>(65%) | 6,879      | 5,633<br>(82%) | 2,913<br>[100%] | 11<br>[0%] | 2,924<br>(43%) | 88           |
| 福島県 | 3,313<br>注5<br>(+474) | 1,701<br>注5<br>(+474) | 1,478<br>(87%)  | 599<br>[88%]   | 29<br>[4%]     | 51<br>[8%]  | 679<br>(40%)   | 1,612      | 928<br>(58%)   | 24<br>[86%]     | 4<br>[14%] | 28<br>(2%)     | 30           |
| 合計  | 25,900                | 15,815                | 14,424<br>(91%) | 7,696<br>[83%] | 1,198<br>[13%] | 347<br>[4%] | 9,242<br>(58%) | 10,085     | 7,795<br>(77%) | 3,174<br>[100%] | 14<br>[0%] | 3,189<br>(32%) | 172<br>(54%) |

注1：端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

注2：搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの全体推計量に対する進捗割合を示す。

注3：処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

注4：仮置場設置数の下段の(%)は、最大時(平成23年9月、318か所)に対する現在の割合を示す。

注5：福島県の汚染廃棄物対策地域における災害廃棄物の推計量(南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町)。

表3(参考1) 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況(平成24年12月末)

|     | 推計量<br>合計<br>(千トン)    | 災害廃棄物(千トン)            |                 |                |              |             |                | 津波堆積物(千トン) |                |                |           |                | 仮置場<br>設置数   |
|-----|-----------------------|-----------------------|-----------------|----------------|--------------|-------------|----------------|------------|----------------|----------------|-----------|----------------|--------------|
|     |                       | 推計量                   | 搬入<br>済量        | 処理量            |              |             |                | 推計量        | 搬入<br>済量       | 処理量            |           |                |              |
|     |                       |                       |                 | 再生<br>利用       | 焼却           | 埋立          | 合計             |            |                | 再生<br>利用       | 埋立        | 合計             |              |
| 岩手県 | 5,250                 | 3,657                 | 3,186<br>(87%)  | 1,060<br>[82%] | 184<br>[14%] | 42<br>[3%]  | 1,285<br>(35%) | 1,594      | 1,234<br>(77%) | 133<br>[100%]  | 0<br>[-]  | 133<br>(8%)    | 63           |
| 宮城県 | 18,290                | 11,025                | 9,848<br>(89%)  | 4,479<br>[84%] | 642<br>[12%] | 180<br>[3%] | 5,301<br>(48%) | 7,265      | 4,559<br>(63%) | 1,559<br>[99%] | 9<br>[1%] | 1,567<br>(22%) | 108          |
| 福島県 | 3,133<br>注5<br>(+474) | 1,599<br>注5<br>(+474) | 1,338<br>(84%)  | 426<br>[92%]   | 4<br>[1%]    | 31<br>[7%]  | 461<br>(29%)   | 1,534      | 584<br>(38%)   | 30<br>[100%]   | 0<br>[-]  | 30<br>(2%)     | 31           |
| 合計  | 26,674                | 16,281                | 14,372<br>(88%) | 5,965<br>[85%] | 830<br>[12%] | 253<br>[4%] | 7,047<br>(43%) | 10,392     | 6,377<br>(61%) | 1,722<br>[99%] | 9<br>[1%] | 1,731<br>(17%) | 202<br>(64%) |

注1：端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

注2：搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの全体推計量に対する進捗割合を示す。

注3：処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

注4：仮置場設置数の下段の(%)は、最大時(平成23年9月、318か所)に対する現在の割合を示す。

注5：福島県の汚染廃棄物対策地域における災害廃棄物の推計量(南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町)。

表3(参考2) 3県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理状況(平成24年7月末現在)

|             | 推計量<br>合計(千<br>トン)            | 災害廃棄物(千トン)                    |                 |                |              |             |                | 津波堆積物(千トン) |                |               |           |             | 仮置場<br>設置数   |
|-------------|-------------------------------|-------------------------------|-----------------|----------------|--------------|-------------|----------------|------------|----------------|---------------|-----------|-------------|--------------|
|             |                               | 推計<br>量                       | 搬入<br>済量        | 処理量            |              |             |                | 推計量        | 搬入<br>済量       | 処理量           |           |             |              |
|             |                               |                               |                 | 再生<br>利用       | 焼却           | 埋立          | 合計             |            |                | 再生<br>利用      | 埋立        | 合計          |              |
| 岩<br>手<br>県 | 5,250                         | 3,947                         | 3,326<br>(84%)  | 587<br>[79%]   | 146<br>[20%] | 9<br>[1%]   | 742<br>(19%)   | 1,304      | 1,077<br>(83%) | 0<br>[-]      | 0<br>[-]  | 0<br>(0%)   | 79           |
| 宮<br>城<br>県 | 18,726                        | 12,004                        | 10,272<br>(86%) | 2,756<br>[90%] | 213<br>[7%]  | 89<br>[3%]  | 3,058<br>(25%) | 6,722      | 3,407<br>(51%) | 406<br>[100%] | 2<br>[0%] | 407<br>(6%) | 128          |
| 福<br>島<br>県 | 3,364<br>(+474) <sup>注5</sup> | 1,852<br>(+474) <sup>注5</sup> | 1,323<br>(78%)  | 261<br>[98%]   | 2<br>[1%]    | 4<br>[1%]   | 267<br>(16%)   | 1,513      | 496<br>(33%)   | 13<br>[100%]  | 0<br>[0%] | 13<br>(1%)  | 23           |
| 合<br>計      | 27,341                        | 17,802                        | 14,921<br>(84%) | 3,604<br>[89%] | 361<br>[9%]  | 101<br>[2%] | 4,066<br>(23%) | 9,538      | 4,980<br>(52%) | 418<br>[100%] | 2<br>[0%] | 420<br>(4%) | 230<br>(72%) |

注1: 端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

注2: 搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの全体推計量に対する進捗割合を示す。

注3: 処理量の内訳の下段[%]は、処理量の合計に対する割合を示す。

注4: 仮置場設置数の下段の(%)は、最大時(318か所)に対する現在の割合を示す。

注5: 福島県の汚染廃棄物対策地域における災害廃棄物の推計量(南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町)。

#### 4. 3 県における災害廃棄物の処理計画（別添 3）

##### （1）岩手県

- ・ 災害廃棄物処理詳細計画（平成 23 年 8 月策定、平成 24 年 5 月改訂）により、処理方法等の詳細を定め、さらに、県内セメント工場における処理の見直し（当初予定されていた可燃物受入を減量することにより、処理が困難な不燃混合物の受入量を拡大）を踏まえ、処理を実施。
- ・ 県内の既存の廃棄物処理施設を最大限活用するとともに、仮設焼却炉 2 基（計約 200 トン／日）、破碎・選別施設を地域ごと（9 か所の二次仮置場）に設置し、県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域処理を活用している。
- ・ 破碎・選別施設については、処理の進捗を踏まえて処理体制の増強を進めており、平成 25 年 1 月以降、2 か所の破碎・選別施設において津波堆積物処理ラインを追加設置（表 4）。
- ・ 全体として概略図 1. 1 のフローにて処理を実施。
- ・ 全体で約 31 万トンの広域処理が必要であり、すべて処理先を確保済み。可燃物、不燃混合物、漁具・漁網については、概ね平成 25 年 12 月末までに広域処理の受入を終了する。木くずについては、一部を除き平成 25 年 3 月末までに広域処理の受入を終了済み。

表 4 岩手県における処理体制の増強

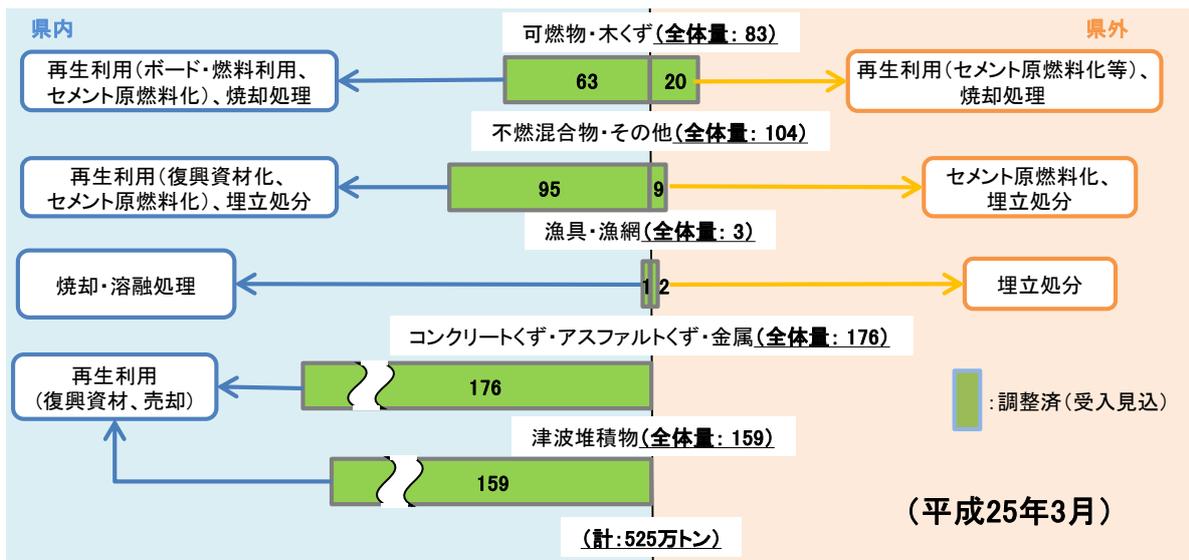
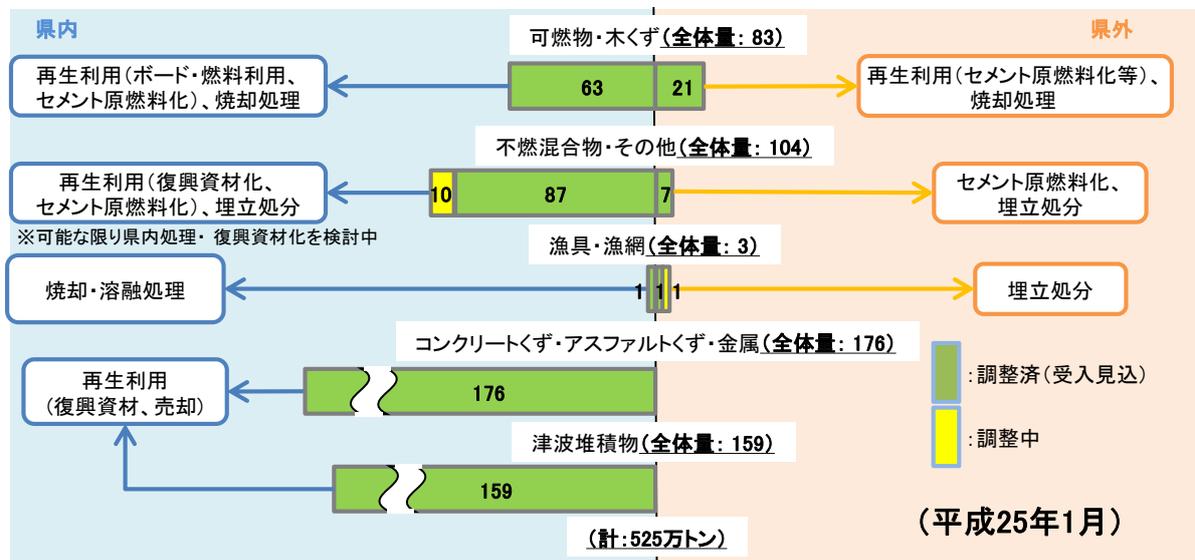
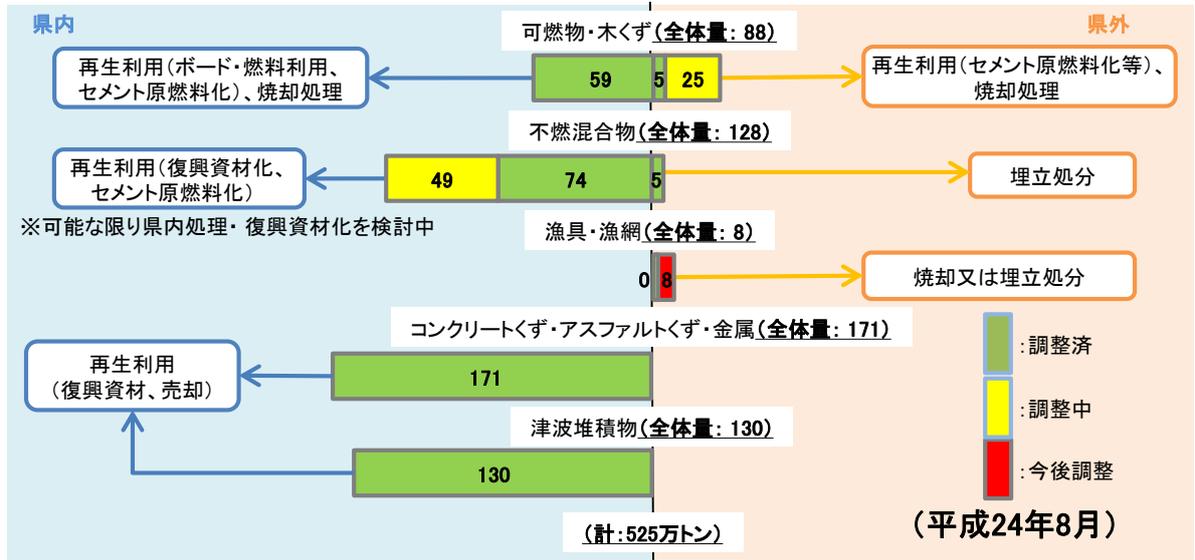
|     |                       | 設置<br>予定数 | H24.8 | H25.1                    | H25.4                    |
|-----|-----------------------|-----------|-------|--------------------------|--------------------------|
| 岩手県 | 仮設焼却炉                 | 2 基       | 2 基   | 2 基                      | 2 基                      |
|     | 破碎・選別施設 <sup>※1</sup> | 9 か所      | 9 か所  | 9 か所                     | 9 か所                     |
|     | コンクリート破碎ライン           | -         | -     | +3 か所に追加設置 <sup>※2</sup> | -                        |
|     | 津波堆積物処理ライン            | -         | -     | +4 か所に追加設置 <sup>※3</sup> | +2 か所に追加設置 <sup>※4</sup> |

※1：破碎・選別施設を設置する二次仮置場等の箇所数。

※2：宮古地区（宮古市、山田町）及び大槌地区にコンクリート破碎ラインを追加設置。

※3：宮古地区、山田地区、大槌地区、太平洋セメントに津波堆積物の処理ラインを追加設置。

※4：陸前高田地区、釜石地区に津波堆積物の処理ラインを追加設置。



単位：万トン

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

図 1. 1 災害廃棄物処理フロー(岩手県)

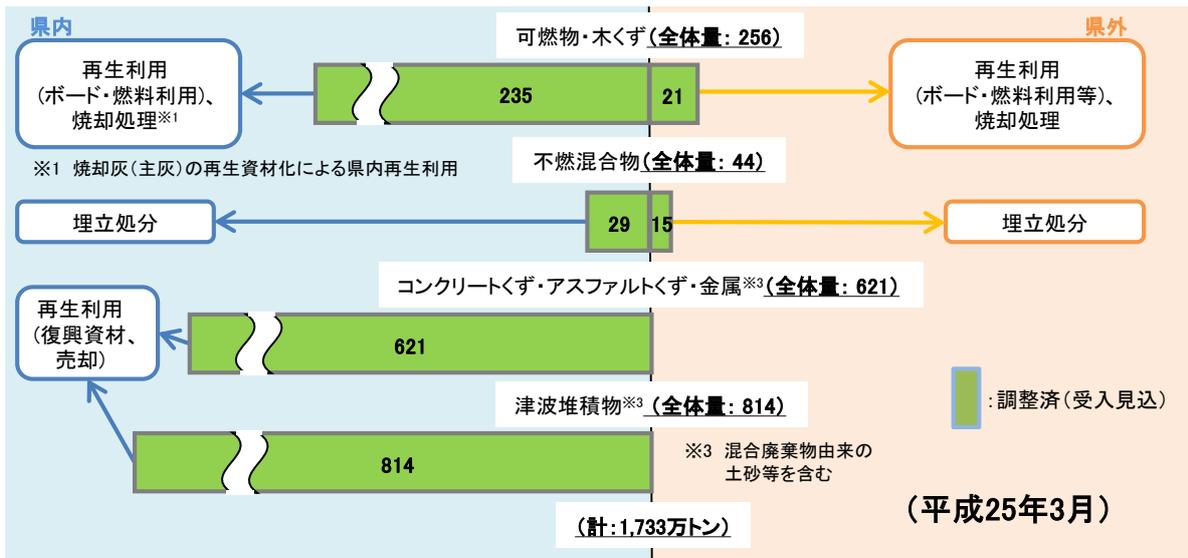
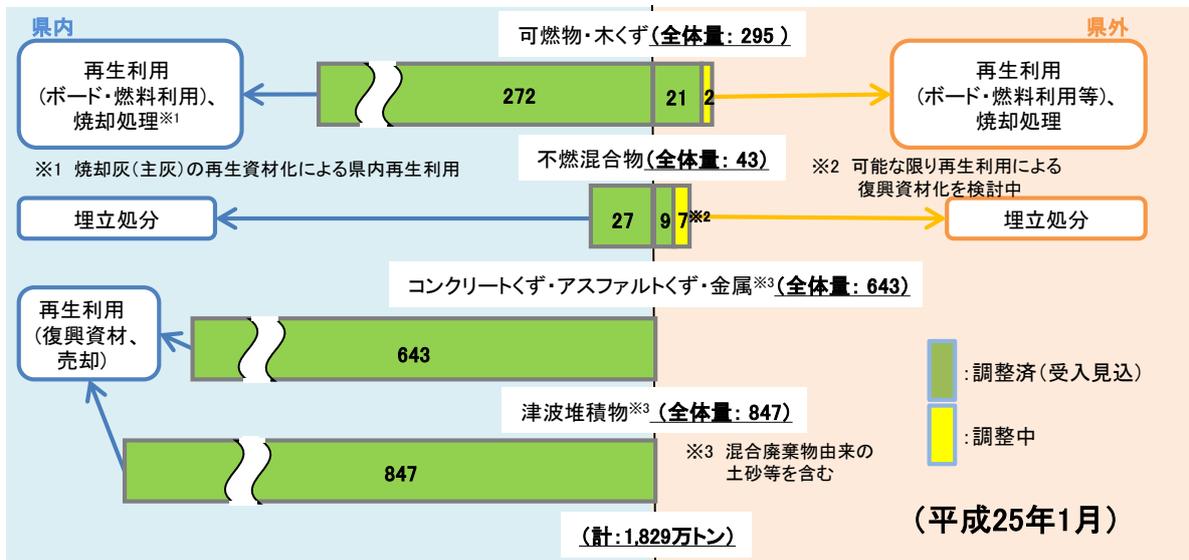
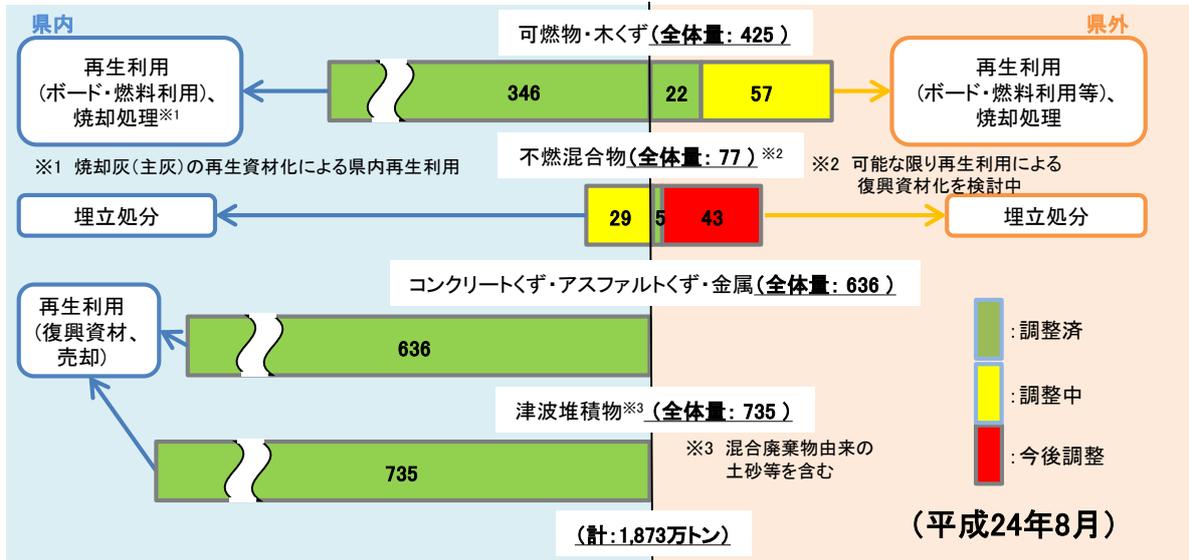
## (2) 宮城県

- ・ 市町から処理の事務委託を受けた県は、災害廃棄物処理実行計画（平成 23 年 8 月第 1 次案、平成 24 年 7 月第 2 次案策定、平成 25 年 4 月最終版策定）に基づき、4 つのブロック（気仙沼、石巻、宮城東部、亶理名取）ごとに処理を実施。仙台市等は、県に事務委託を行わず自ら処理を実施。
- ・ 処理量が膨大であるため、各ブロック及び仙台市に、仮設焼却炉 29 基（計約 4,600 トン／日）、破碎・選別施設を地域ごと（9 か所の二次仮置場（宮城県）及び 3 か所の搬入場（仙台市））に設置し、県内処理を最大限進めているが、なお処理が間に合わない分について、広域処理を活用している。
- ・ 平成 25 年 1 月以降、仮設焼却炉については全 29 基本格稼働中であり、破碎・選別施設については全 12 か所稼働中である（表 5）。また、埋立処分量削減のため、焼却灰の造粒固化施設を設置し、本格稼働中。
- ・ 全体として概略図 1. 2 のフローにて処理を実施。
- ・ 全体で約 36 万トンの広域処理が必要であり、すべて処理先を確保済み。可燃物の焼却については概ね平成 25 年 3 月末までに広域処理を終了。可燃物の再生利用については広域処理を継続し、平成 26 年 3 月末までに終了する。
- ・ 木くず、不燃混合物については、概ね平成 26 年 3 月末までに広域処理を終了する。

表 5 宮城県における処理体制の増強

|     |           | 設置<br>予定数 | H24.8 | H25.1            | H25.4            |
|-----|-----------|-----------|-------|------------------|------------------|
| 宮城県 | 仮設焼却炉     | 29 基      | 15 基  | 25 基<br>+10 基稼働  | 29 基<br>+4 基稼働   |
|     | 破碎・選別施設※1 | 12 か所     | 8 か所  | 11 か所<br>+3 か所稼働 | 12 か所<br>+1 か所稼働 |

※1：破碎・選別施設を設置する二次仮置場等の箇所数。



単位：万トン

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

図 1. 2 災害廃棄物処理フロー（宮城県）

### (3) 福島県

- ・ 災害廃棄物については、市町村による処理が行われているが、被害の大きかった沿岸部を中心に主として国の直轄処理又は代行処理により実施。
- ・ 一部平成 26 年 3 月末までの終了が困難であることから、国の直轄処理、代行処理の加速化を図り、夏頃を目途に全体の処理見通しを明らかにする。

#### 【市町村による処理】

- ・ 内陸部の市町村（放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域は除く。）及び沿岸部のいわき市では、他県と同様に市町村が処理を実施。

#### 【国の直轄処理】

- ・ 放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域（沿岸部では南相馬市（一部のみ）、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町）については、同法に基づき国が直轄で処理を実施する。
- ・ 平成 24 年 6 月に「対策地域内廃棄物処理計画」を定めており、これに基づいて、損壊家屋等の解体、仮置場の設置から災害廃棄物の搬入、仮設焼却炉等の設置から処理の実施まで、処理全体を国が直轄で実施する方針。
- ・ 緊急性の高い損壊家屋等の解体、仮置場の整備等を実施しており、計 11 か所の仮置場（※上記直轄処理事業では、家の片付けごみ等の処理を含む。）の設置が決定済み（南相馬市、楡葉町、川内村）で、平成 25 年 2 月以降、このうち 6 ヶ所の仮置場において災害廃棄物等の搬入を開始。現在、その他 5 か所の仮置場についても造成工事中又は準備中。また、仮設焼却炉等の設置について調整中。

#### 【国の代行処理】

- ・ 災害廃棄物処理特措法に基づき、市町村から代行要請を受けた地域については、市町村に代わって国が処理を代行する仕組み（沿岸部の新地町、相馬市、広野町から要請済み、南相馬市から要請予定）。
- ・ 新地町、相馬市については、市町が仮置場に搬入・分別した後の、可燃物の焼却処理・最終処分の代行が要請されており、仮設焼却炉 3 基（約 570 トン／日）を設置し、平成 25 年 2 月から本格稼働中。
- ・ 広野町については、平成 25 年 1 月に代行要請がなされたところであり、町が仮置場に搬入した災害廃棄物等の仮設処理施設の設置に向けて、現在、用地の測量中。
- ・ 南相馬市については、直轄処理対象となる地域もあるため、直轄処理と併せて代行処理を進める方向で、仮設焼却炉等の設置について調整中。

## 5. 広域処理の推進（別添4，5）

### （1）広域処理必要量

- ・岩手県、宮城県においては、処理対象量の精査を実施し、さらに県内処理の拡大に努めた結果、広域処理の必要量はそれぞれ約31万トン、約36万トン、全体で約67万トンである（表6）。

表6 岩手県・宮城県における広域処理必要量及び受入見込量（平成25年5月7日現在）

（単位：万トン）

|     | 可燃物 <sup>注1</sup> |                         | 木くず |                         | 不燃混合物 <sup>注3</sup> |                         | 漁具・漁網 |                         | 合計  |                         |
|-----|-------------------|-------------------------|-----|-------------------------|---------------------|-------------------------|-------|-------------------------|-----|-------------------------|
|     | 必要量               | 受入 <sup>注2</sup><br>見込量 | 必要量 | 受入 <sup>注2</sup><br>見込量 | 必要量                 | 受入 <sup>注2</sup><br>見込量 | 必要量   | 受入 <sup>注2</sup><br>見込量 | 必要量 | 受入 <sup>注2</sup><br>見込量 |
| 岩手県 | 17                | 17                      | 3   | 3                       | 9                   | 9                       | 2     | 2                       | 31  | 31                      |
| 宮城県 | 14                | 14                      | 7   | 7                       | 15                  | 15                      | -     | -                       | 36  | 36                      |
| 合計  | 32                | 32                      | 10  | 10                      | 24                  | 24                      | 2     | 2                       | 67  | 67                      |

注1：宮城県の再生利用（廃プラ、その他）は、可燃物に分類。

注2：受入見込量とは、既に調整済みの広域処理（実施済み、実施中、又は受入量決定済みの事業、平成25年5月7日現在、1都1府14県72件）及び本格受入れを表明済みの広域処理による処理済み量又は処理見込み量をいう。

注3：岩手県の不燃混合物、漁具・漁網については、県内における復興資材としての再生利用又は県内処理を見込んでいるものがあるが、調整結果に応じて、県外での最終処分を検討する可能性がある。

### （2）広域処理の調整状況と今後の方針

- ・広域処理については、これまでの調整の結果、現時点において1都1府14県72件において実施済み、実施中又は受入れ表明済み（以下「実施中等」という。）であり、本格受入れを表明済みとあわせ、広域処理必要量約67万トンに対し、すべて受入見込みとなっている。
- ・平成25年3月末現在、広域処理により既に約32万トンが処理済みである。

#### 【岩手県】

- ・ **可燃物**：概ね平成25年12月までに受入を終了。  
1都1府5県において広域処理実施中等となっており、広域処理必要量及び自治体への受入依頼量は表7のとおり。既に実施中等の受入先において、着実に処理を実施することにより、早期に受入を終了する。
- ・ **木くず**：平成25年3月までに（一部は概ね平成25年12月までに）受入を終了。  
6県において広域処理を実施し、一部を除き平成25年3月までに受入を終了した。民間での受入を実施している青森県、福島県については、概ね平成25年12月までに受入終了見込みである。広域処理必要量及び自治体への受入依頼量は表8のとおり。
- ・ **不燃混合物**：概ね平成25年12月までに受入を終了  
3県において広域処理を実施中であり、これらを着実に進める。広域処理必要量及び

自治体への受入依頼量は表9のとおり。

- ・ **漁具・漁網**：概ね平成25年12月までに受入を終了。

2県において広域処理を実施中であり、さらに、受入れを表明した神奈川県を含め受入を実施することにより、早期に受入を終了する。広域処理必要量及び自治体への受入依頼量は表10のとおり。

表7 岩手県における可燃物の広域処理 (単位：トン)

| 搬出元   | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量  | 受入状況  |
|-------|---------|------|--------|-------|
| 野田村   | 10,400  | 青森県  | 3,000  | 受入中   |
|       |         | 秋田県  | 7,400  | 受入済   |
| 宮古地区  | 80,500  | 秋田県  | 5,200  | 受入中   |
|       |         | 群馬県  | 28,900 | 受入中   |
|       |         | 東京都  | 18,000 | 受入済   |
|       |         | 石川県  | 7      | 受入済   |
|       |         | 大阪府  | 36,000 | 受入中   |
| 山田町   | 8,300   | 富山県  | 10,800 | 受入中   |
|       |         | 東京都  | 3,000  | 受入表明済 |
| 大槌町   | 23,700  | 東京都  | 23,700 | 受入済   |
| 釜石市   | 21,000  | 東京都  | 21,000 | 受入中   |
| 陸前高田市 | 29,000  | 東京都  | 29,000 | 受入中   |
| 計     | 172,900 |      |        |       |

※受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量のほか、試験処理による処理量を含む。

表8 岩手県における木くずの広域処理 (単位：トン)

| 搬出元   | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量  | 受入状況 |
|-------|---------|------|--------|------|
| 洋野町   | 900     | 青森県  | 900    | 受入中  |
| 久慈市   | 4,500   | 青森県  | 4,500  | 受入中  |
| 野田村   | 1,700   | 青森県  | 600    | 受入済  |
|       |         | 埼玉県  | 1,100  | 受入済  |
| 山田町   | 2,200   | 静岡県  | 2,200  | 受入済  |
| 大槌町   | 1,600   | 新潟県  | 300    | 受入済  |
|       |         | 静岡県  | 1,300  | 受入済  |
|       |         | 福井県  | 6      | 受入済  |
| 陸前高田市 | 19,000  | 福島県  | 19,000 | 受入中  |
| 計     | 29,900  |      |        |      |

※受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量のほか、試験処理による処理量を含む。

※釜石市は、木くず(47,000t)について、再利用できるものは県内処理拡大に努めることとしているが、一部の再利用に適さないものは必要に応じ可燃物としての処理や県外処理について検討することとしている。

表9 岩手県における不燃混合物の広域処理 (単位：トン)

| 搬出元 | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量  | 受入状況 |
|-----|---------|------|--------|------|
| 野田村 | 21,900  | 青森県  | 3,900  | 受入中  |
|     |         | 秋田県  | 18,000 | 受入中  |
| 釜石市 | 53,000  | 青森県  | 3,000  | 受入中  |
|     |         | 山形県  | 50,000 | 受入中  |
| —※2 | 15,000  | 山形県  | 15,000 | 調整中  |
| 計   | 89,900  |      |        |      |

- ※1 受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量。  
 ※2 県内処理との調整の関係上、搬出元については調整中。  
 ※3 県内における復興資材としての再利用又は県内処理を見込んでいるものがあるが、調整結果に応じて、県外での最終処分を検討する可能性がある。

表10 岩手県における漁具・漁網の広域処理 (単位：トン)

| 搬出元  | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量 | 受入状況 |
|------|---------|------|-------|------|
| 洋野町  | 1,000   | 山形県  | 700   | 調整中  |
|      |         | 神奈川県 | 300   | 調整中  |
| 野田村  | 400     | 山形県  | 400   | 受入中  |
| 宮古地区 | 6,200   | 山形県  | 3,000 | 受入中  |
|      |         | 石川県  | 5,000 | 受入中  |
| 山田町  | 1,400   | 山形県  | 1,400 | 受入中  |
| 大槌町  | 500     | 山形県  | 500   | 受入中  |
| 釜石市  | 1,400   | 山形県  | 1,400 | 受入済  |
| —※2  | 4,300   | 山形県  | 4,300 | 調整中  |
| 計    | 15,200  |      |       |      |

- ※1 受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量。  
 ※2 県内処理との調整の関係上、搬出元については調整中。  
 ※3 県内処理を見込んでいるものがあるが、調整結果に応じて、県外での最終処分を検討する可能性がある。

【宮城県】

- ・ **可燃物**：平成25年3月までに（一部再生利用は平成26年3月までに）受入を終了。  
 1都4県において可燃物の焼却を実施し、平成25年3月までに受入を終了した。可燃物の再生利用については、既に実施中の受入先において着実に処理を実施することにより、できるだけ早期に受入を終了する。広域処理必要量及び自治体への受入依頼量は表11のとおり。
- ・ **木くず**：概ね平成26年3月までに受入を終了。  
 県内処理の拡大、近県における調整の結果、すべての処理先を確保。4県において広

域処理実施中等となっております、できるだけ早期に受入を終了する。広域処理必要量及び自治体への受入依頼量は表 1 2 のとおり。

- ・ **不燃混合物**：概ね平成 26 年 3 月までに受入を終了。

県内における処分場の確保、近県における調整を実施した結果、すべての処理先を確保。3 県において広域処理を実施中であり、できるだけ早期に受入を終了する。広域処理必要量及び自治体への受入依頼量は表 1 3 のとおり。

表 1 1 宮城県における可燃物の広域処理 (単位：トン)

| 搬出元          |              | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量  | 受入状況 |
|--------------|--------------|---------|------|--------|------|
| 県処理分         | 石巻ブロック       | 135,600 | 青森県  | 24,000 | 受入中  |
|              |              |         | 茨城県  | 24,000 | 受入中  |
|              |              |         | 東京都  | 65,000 | 受入済  |
|              |              |         | 福岡県  | 22,600 | 受入済  |
|              | 宮城東部<br>ブロック | 800     | 茨城県  | 800    | 受入中  |
| 市町村独自<br>処理分 | 松島町          | 300     | 山形県  | 300    | 受入済  |
|              | 多賀城市         | 900     | 山形県  | 900    | 受入済  |
|              | 仙台市          | 5,200   | 山形県  | 5,200  | 受入済  |
| 計            |              | 142,800 |      |        |      |

受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量のほか、試験処理による処理量を含む。

表 1 2 宮城県における木くずの広域処理 (単位：トン)

| 搬出元          |       | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量  | 受入状況 |
|--------------|-------|---------|------|--------|------|
| 県処理分         | 名取処理区 | 25,000  | 福島県  | 25,000 | 受入済  |
|              | 岩沼処理区 | 2,700   | 山形県  | 2,700  | 受入済  |
| 市町村<br>独自処理分 | 気仙沼市  | 35,500  | 青森県  | 3,600  | 受入済  |
|              |       |         | 山形県  | 31,900 | 受入中  |
|              | 南三陸町  | 3,500   | 福島県  | 3,500  | 受入済  |
|              | 多賀城市  | 800     | 栃木県  | 800    | 受入中  |
|              | 仙台市   | 1,000   | 山形県  | 1,000  | 受入済  |
| 計            |       | 68,500  |      |        |      |

受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量のほか、試験処理による処理量を含む。

表 1 3 宮城県における不燃混合物の広域処理 (単位：トン)

| 搬出元          |      | 広域処理必要量 | 都道府県 | 受入依頼量  | 受入状況 |
|--------------|------|---------|------|--------|------|
| 県委託分         |      | 95,300  | 山形県  | 65,300 | 受入中  |
|              |      |         | 茨城県  | 30,000 | 受入中  |
| 市町村<br>独自処理分 | 気仙沼市 | 6,000   | 青森県  | 6,000  | 受入中  |
|              | 南三陸町 | 4,900   | 青森県  | 4,900  | 受入済  |
|              | 多賀城市 | 42,800  | 山形県  | 42,800 | 受入済  |
| 計            |      | 149,000 |      |        |      |

受入依頼量：既に契約済み又は受入れ表明済みの数量。

## 6. 再生利用等の推進（別添6）

- ・ 災害廃棄物等のうち再生利用可能なものは極力再生利用する方針のもと処理を実施。
- ・ 3 県沿岸市町村において、これまでに処理を実施した災害廃棄物の再生利用量は約 770 万トン（セメント利用を含む。）で、再生利用率は約 83%、津波堆積物の再生利用量は約 317 万トンで、再生利用率はほぼ 100%（表 3）。
- ・ 国、被災県・市町村において、災害廃棄物由来の再生資材を活用している主な公共事業は表 1 4 に示すとおり。海岸堤防復旧事業、海岸防災林復旧事業、圃場整備事業、公園整備事業等において、コンクリートくず、津波堆積物の利用量約 661 万トンが予定されている。
- ・ その他、仙台塩釜港・石巻港区の石巻港港湾環境整備事業（廃棄物埋立護岸）において、平成 25 年 2 月より災害廃棄物等の埋立による処理を実施中（約 105 万トン利用予定）。
- ・ 引き続き、以下の施策を通じて、再生利用等の取組を加速化させる。
  - ①再生資材の活用を国の直轄工事等の発注に盛り込むことにより、利用拡大を図る。
  - ②公共工事での利用とのタイミングがあわない場合は、災害廃棄物由来の再生資材の保管場所の確保を図る。
- ・ 特に、再生利用等の加速化が必要な津波堆積物については、「津波堆積物の処理計画」（処理施設の概要、主な利用先、処理及び利用のスケジュール）を策定し、平成 25 年度末までの完了に向けて再生利用等の推進を図る(表 1 5)。

表 1 4 災害廃棄物由来の再生資材を活用している主な公共事業（調整中のものを含む）

|       | 事業名  | 事業場所  | 事業主体 | 再生資材              | 利用量<br>(万トン) |
|-------|--|-------|------|-------------------|--------------|
| 岩手県   | 小本水門防潮堤復旧事業（H25.4～） <sup>1)</sup>                            | 岩泉町   | 岩泉町  | コンクリートくず          | 6            |
|       | 岩泉避難道路築造事業（H25.4～） <sup>1)</sup>                             | 岩泉町   | 岩泉町  | コンクリートくず          | 6            |
|       | 小本事業区防潮林整備工事事業（H25.4～） <sup>1)</sup>                         | 岩泉町   | 岩手県  | 津波堆積物             | 3            |
|       | 摂待事業区防潮林整備事業（盛土材）（H24.10～）                                   | 宮古市   | 岩手県  | 津波堆積物             | 4            |
|       | 宮古市鉾ヶ崎 大沢海岸堤防復旧事業（盛土材）（H25.3～） <sup>1)</sup>                 | 宮古市   | 岩手県  | コンクリートくず          | 3            |
|       | 中の浜園地再整備事業（H25.4～） <sup>1)</sup>                             | 宮古市   | 環境省  | 津波堆積物             | 1            |
|       | 田老事業区防潮林整備工事事業（H25.4～） <sup>1)</sup>                         | 宮古市   | 岩手県  | 津波堆積物             | 5            |
|       | 浦の浜事業区防潮林整備事業（盛土材）（H24.10～）                                  | 山田町   | 岩手県  | 津波堆積物             | 9            |
|       | 浦の浜海岸堤防工事（地盤改良材）（H25.4～） <sup>1)</sup>                       | 山田町   | 岩手県  | コンクリートくず          | 9            |
|       | 小谷島地区防潮堤等復旧事業（H24.11～）                                       | 山田町   | 岩手県  | コンクリートくず          | 9            |
|       | 織笠地区圃場整備事業（H24.12～）  | 山田町   | 岩手県  | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 9            |
|       | 小谷島地区圃場整備事業（H24.11～）   | 山田町   | 岩手県  | 津波堆積物             | 9            |
|       | 大槌漁港災害復旧事業（H24.12～）  | 大槌町   | 岩手県  | コンクリートくず          | 6            |
|       | 避難路整備事業（H25.4搬出開始） <sup>1)</sup> 、<br>運動公園整備事業（H25.5～搬出開始予定） | 釜石市   | 釜石市  | 津波堆積物             | 20           |
|       | メモリアルパーク整備事業 <sup>2)</sup>                                   | 陸前高田市 | 岩手県  | コンクリートくず          | 調整中          |
|       | 防潮堤復旧事業 <sup>2)</sup>  | 陸前高田市 | 岩手県  | 津波堆積物             | 調整中          |
|       | 市内災害復興事業（道路、堤防等事業）（H23.7～）                                   | 大船渡市  | 大船渡市 | コンクリートくず          | 29           |
| 岩手県合計 |  |       |      | 127               |              |

|                                  | 事業名                                       | 事業場所  | 事業主体              | 再生資材              | 利用量<br>(万トン) |
|----------------------------------|---|-------|-------------------|-------------------|--------------|
| 宮城県                              | 波路漁港施設用地嵩上工事(H24.11～)                     | 気仙沼市  | 宮城県               | コンクリートくず          | 15           |
|                                  | 二ノ浜道路改良工事(H25.1～)                         | 気仙沼市  | 宮城県               | コンクリートくず          | 5            |
|                                  | 二ノ浜大島架橋道路(H24.12～)                        | 気仙沼市  | 宮城県               | コンクリートくず          | 4            |
|                                  | 市内復旧事業へ利用 <sup>2)</sup>                   | 気仙沼市  | 気仙沼市              | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 3            |
|                                  | 大島田中浜震災復旧工事(避難路整備)(H24.10～) <sup>3)</sup> | 気仙沼市  | 環境省               | コンクリートくず          | 2            |
|                                  | 大島田中浜震災復旧工事(本工事)(H24.10～)                 | 気仙沼市  | 環境省               | コンクリートくず          | 2            |
|                                  | 田中浜園地復旧工事(H24.11～) <sup>3)</sup>          | 気仙沼市  | 環境省               | コンクリートくず          | 2            |
|                                  | 浦の浜漁港浦の浜岸壁外災害復旧工事(H24.11～) <sup>3)</sup>  | 気仙沼市  | 宮城県               | コンクリートくず          | 1            |
|                                  | 気仙沼漁港南側岸壁災害復旧工事(H25.3～) <sup>1)</sup>     | 気仙沼市  | 水産庁               | コンクリートくず          | 1            |
|                                  | 漁港災害復旧、土地区画整理事業、道路復旧等 <sup>3)</sup>       | 南三陸町  | 南三陸町              | コンクリートくず          | 1            |
|                                  | 二次仮置場造成事業(H23.10～) <sup>3)</sup>          | 石巻市   | 宮城県               | コンクリートくず          | 62           |
|                                  | 漁港施設機能強化事業(H24.5～)                        | 石巻市   | 石巻市               | コンクリートくず          | 12           |
|                                  | 新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業(H25.1～)              | 石巻市   | 石巻市               | コンクリートくず          | 19           |
|                                  | 北上川下流河川工事事業(H25.3～) <sup>1)</sup>         | 石巻市   | 宮城県               | 津波堆積物             | 2            |
|                                  | 海岸防災林工事の盛土材(H25.2～)                       | 東松島市  | 林野庁               | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 23           |
|                                  | 亘理地区治山事業(H24.8～)                          | 亘理町   | 林野庁               | 津波堆積物             | 34           |
|                                  | 復興関連事業 <sup>2)</sup>                      | 亘理町   | 亘理町               | コンクリートくず          | 17           |
|                                  | 荒浜海岸防災緑地整備事業等(H25.3～) <sup>1)</sup>       | 亘理町   | 亘理町               | 津波堆積物             | 10           |
|                                  | 宮城県二次仮置き場造成工事事業(H24.4～)                   | 亘理町   | 亘理町               | コンクリートくず          | 1            |
|                                  | 仙台湾南部海岸堤防災害復旧工事(H24.11～)                  | 名取市   | 国土交通省             | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 10           |
|                                  | 宮城県二次仮置き場造成工事事業(H23.11～)                  | 名取市   | 宮城県               | コンクリートくず          | 4            |
|                                  | 閑上北釜工区北部第3復旧工事事業(H24.11～)                 | 名取市   | 宮城県               | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 8            |
|                                  | 閑上浜防災林復旧工事事業 <sup>2)</sup>                | 名取市   | 宮城県               | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 17           |
|                                  | 千年希望の丘整備事業(H25.2～)                        | 岩沼市   | 岩沼市               | 津波堆積物等            | 39           |
|                                  | 二次仮置場造成事業(H24.1～) <sup>3)</sup>           | 岩沼市   | 宮城県               | コンクリートくず          | 7            |
|                                  | 災害復旧事業等                                   | 七ヶ浜町  | 宮城県・<br>七ヶ浜町      | 津波堆積物             | 20           |
|                                  | 海岸公園・かさ上げ道路事業(H26.4～予定) <sup>3)</sup>     | 仙台市   | 仙台市               | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 136          |
| 海岸堤防復旧事業(H24.7～) <sup>3)</sup>   | 仙台市                                       | 国土交通省 | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 33                |              |
| 海岸防災林復旧事業(H24.7～)                | 仙台市                                       | 林野庁   | 津波堆積物<br>コンクリートくず | 33                |              |
| 災害復興団地造成工事(H24.9～) <sup>3)</sup> | 山元町                                       | 山元町   | コンクリートくず          | 2                 |              |
| 宮城県合計                            |   |       |                   |                   | 525          |
| 福島県                              | 海岸堤防復旧事業(H25.2～)                          | いわき市  | 福島県               | コンクリートくず          | 9            |
|                                  | 福島県合計                                     |       |                   |                   | 9            |

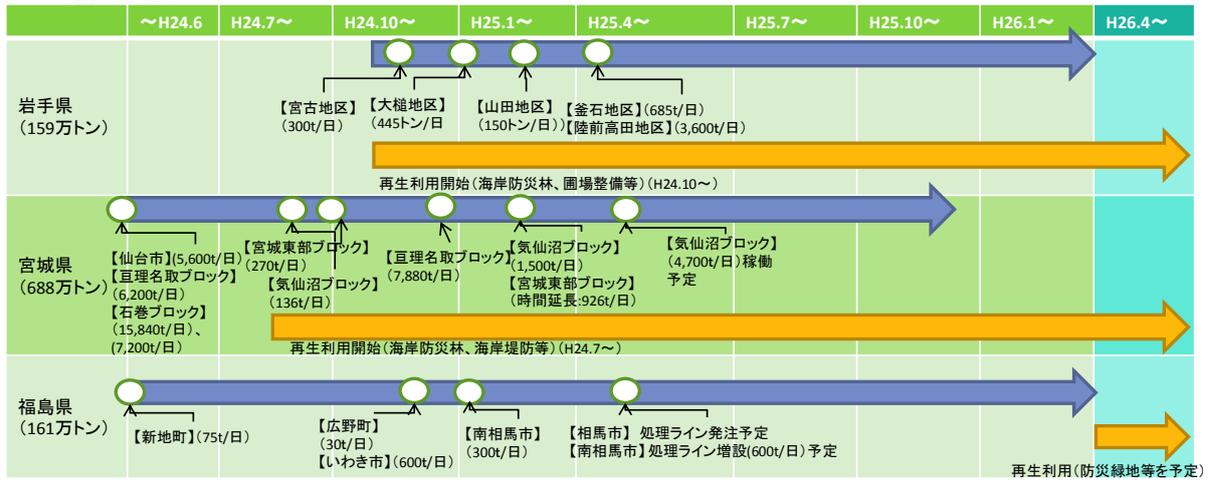
- 1) 3月以降新たに再生利用が開始された事業(再生利用のために仮置場から搬出されたものを含む。)  
2) 調整中の事業  
3) 再生利用終了の事業(再生利用のために仮置場から搬出されたものを含む。)  
4) 混合廃棄物分級土は津波堆積物に分類した。  
5) 焼却灰造粒個物はコンクリートくずに分類した。  
6) 利用量1万トン以上の事業を掲載している。

表15 津波堆積物の処理計画とスケジュール

H25.3月末現在

|     | 津波堆積物<br>推計量<br>(万t) | 仮置場<br>搬入済量<br>(万t) | 搬入率<br>(%) | 処理量計<br>(万t) | 処理率<br>(%) | 処理能力                                    | 主な用途  |
|-----|----------------------|---------------------|------------|--------------|------------|---|---|
| 岩手県 | 159                  | 123                 | 77%        | 24           | 15%        | 5,180t/日                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園復旧事業【国】:約1万t</li> <li>●海岸防災林復旧事業:約21万t</li> <li>●圃場整備事業:約17万t</li> <li>●その他事業:20万t+陸前高田市において調整中事業あり</li> </ul>                        |
| 宮城県 | 688                  | 563                 | 82%        | 292          | 43%        | 43,146t/日<br>※5月に<br>47,846t/日へ増<br>強予定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●公園整備事業:約102万t</li> <li>●海岸防災林復旧事業:約60万t</li> <li>●石巻港湾環境整備事業(廃棄物埋立護岸):約105万t※</li> <li>●海岸堤防復旧工事:約26万t</li> <li>●その他事業:約28万t</li> </ul> |
| 福島県 | 161                  | 93                  | 58%        | 3            | 2%         | 1,305t/日                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災緑地:約12万t</li> <li>●復興事業:約3万t</li> </ul>   |

※津波堆積物以外も含む



## 7. 目標達成に向けた今後の方針

### (1) 目標設定

- 平成 24 年 8 月の処理工程表（表 1 6）において、平成 26 年 3 月末の処理完了を確実なものとするため、災害廃棄物と津波堆積物のそれぞれの処理について、平成 24 年度末の中間目標を設定。
- 福島県沿岸市町村については、仮設焼却炉の設置等の処理体制の整備が十分進捗していないため、当面岩手県及び宮城県沿岸 27 市町村を対象に、両県及び各市町村における処理計画を踏まえて、国が個別市町村の中間目標（平成 24 年度末）を設定。岩手県・宮城県沿岸市町村全体で、災害廃棄物については約 59%、津波堆積物については約 42%、合計約 52%が中間目標（表 1 7，図 2）。
- 損壊家屋・基礎等の解体、仮置場への移動は、原則平成 24 年度内に完了させることを目標として実施。残りの解体・搬入は、目標期間内に処理完了できるよう調整しつつ、実施する。

表 16 災害廃棄物等の処理工程表

|                  | 平成 23 年度 | 平成 24 年度   |     |                           |           | 平成 25 年度   |     |      |     | 平成 26 年度～ |
|------------------|----------|--|-----|---------------------------|-----------|--|-----|------|-----|-----------|
|                  |          | 4 月  | 7 月 | 10 月                      | 1 月       | 4 月  | 7 月 | 10 月 | 1 月 |           |
| 損壊家屋等の解体・仮置場への移動 |          | <br>(4 市町村は平成 23 年度内に目標達成、その他は個別に設定し、遅くとも平成 24 年度末までに完了) |     |                           |           | (残りの解体、搬入は目標期間内に処理完了ができるよう調整しつつ実施)               |     |      |     |           |
| 中間処理・最終処分        | <br>中間目標 |  |     |                           | <br>処理の完了 |  |     |      |     |           |
|                  |          |  |     | (市町村ごとに平成 24 年度末の中間目標を設定) |           | (木くず、コンクリートくずの再生利用は劣化等が生じない期間で需要を踏まえつつ、適切な期間を設定) |     |      |     |           |

表 17 岩手県・宮城県沿岸市町村における災害廃棄物等の処理の中間目標

|     | 処理の実績（平成 25 年 3 月末現在） |           |            |           |            |           | 処理の中間目標（平成 25 年 3 月末） |           |            |           |            |           |
|-----|-----------------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|-----------------------|-----------|------------|-----------|------------|-----------|
|     | 災害廃棄物                 |           | 津波堆積物      |           | 合計         |           | 災害廃棄物                 |           | 津波堆積物      |           | 合計         |           |
|     | 量<br>(千トン)            | 割合<br>(%) | 量<br>(千トン) | 割合<br>(%) | 量<br>(千トン) | 割合<br>(%) | 量<br>(千トン)            | 割合<br>(%) | 量<br>(千トン) | 割合<br>(%) | 量<br>(千トン) | 割合<br>(%) |
| 岩手県 | 1,802                 | 49        | 237        | 15        | 2,040      | 39        | 2,122                 | 58        | 797        | 50        | 2,919      | 56        |
| 宮城県 | 6,761                 | 65        | 2,924      | 43        | 9,684      | 56        | 6,169                 | 59        | 2,752      | 40        | 8,920      | 51        |
| 合計  | 8,563                 | 61        | 3,161      | 37        | 11,724     | 52        | 8,291                 | 59        | 3,549      | 42        | 11,839     | 52        |

※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

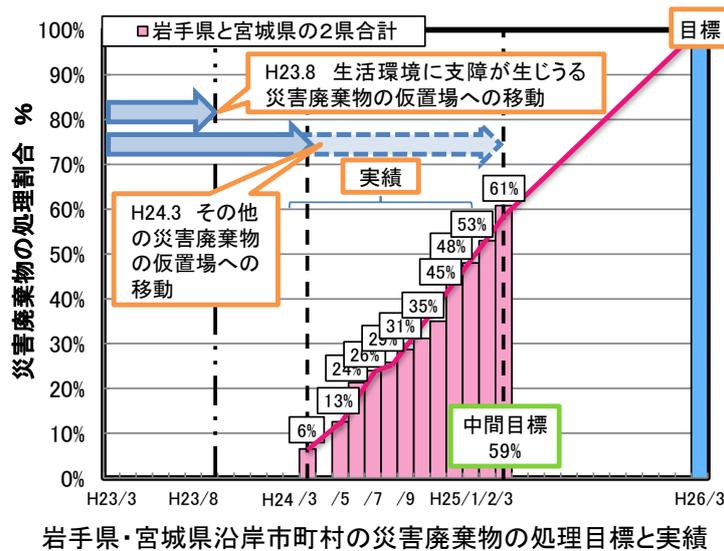


図2 災害廃棄物の処理目標と実績

## (2) 進捗管理と中間目標の達成状況

- 国は、目標達成に向けての処理の進捗状況を確認し、設定した中間目標に照らして進捗管理を行う。その結果に応じて、必要な施策を講じることにより、確実な目標達成を図ることとしており、平成24年8月末の進捗状況より、毎月その結果をとりまとめ公表している。
- 平成25年3月末時点の岩手県及び宮城県の災害廃棄物の進捗状況は約61%となり、両県合計の中間目標(59%)については達成した。一方、両県の津波堆積物の進捗状況は約37%であり、処理は進んできているものの、中間目標(42%)は未達成となった。
- 平成25年3月末現在の種類別の処理状況は表14に示すとおりで、2県合計の処理割合では、可燃物・木くず67%(23%増加)、コンクリートくず・金属くず73%(11%増加)、不燃混合物34%(16%増加)、津波堆積物37%(18%増加)である(カッコ内は平成24年12月末と比較)(表18)。各県別の状況は以下の通り。
- 岩手県の災害廃棄物の処理割合は49%であり、中間目標(58%)は未達成となった。災害廃棄物等の種類別の処理割合は、可燃物・木くず46%(10%増加)、不燃混合物32%(13%増加)、コンクリートくず・金属くず61%(16%増加)、津波堆積物15%(7%増加)。
- 宮城県の災害廃棄物の処理割合は65%となり、中間目標(59%)を達成した。災害廃棄物等の種類別の処理割合は、可燃物・木くず約75%(28%増加)、不燃混合物約34%(16%増加)、コンクリートくず・金属くず約77%(10%増加)、津波堆積物約43%(21%増加)。
- 一方、両県での県内処理体制の整備や広域処理の受入先の確保等により、すべての処理先の確保を完了しており、災害廃棄物、津波堆積物とも、平成26年3月までに処理可能と見込まれる。
- 依然、不燃混合物と津波堆積物の処理割合が低いが、1月以降、処理の加速化が図られており、引き続き着実な処理を実施する。

表 18 岩手県・宮城県の災害廃棄物等の種類別処理状況

|           | 可燃物・木くず |     |              | 不燃混合物<br>(漁具・漁網含む) |     |              | コンクリートくず・<br>金属くず |     |              | 災害廃棄物合計 |     |              | 津波堆積物 |     |              |
|-----------|---------|-----|--------------|--------------------|-----|--------------|-------------------|-----|--------------|---------|-----|--------------|-------|-----|--------------|
|           | 推計量     | 処理量 | 処理<br>割合     | 推計量                | 処理量 | 処理<br>割合     | 推計量               | 処理量 | 処理<br>割合     | 推計量     | 処理量 | 処理<br>割合     | 推計量   | 処理量 | 処理<br>割合     |
| 岩手県       | 83      | 38  | 46%<br>(36%) | 107                | 34  | 32%<br>(19%) | 176               | 108 | 61%<br>(45%) | 366     | 180 | 49%<br>(35%) | 159   | 24  | 15%<br>(8%)  |
| 宮城県       | 198     | 149 | 75%<br>(47%) | 295                | 102 | 34%<br>(18%) | 553               | 427 | 77%<br>(67%) | 1,046   | 676 | 65%<br>(48%) | 688   | 292 | 43%<br>(22%) |
| 2 県<br>合計 | 281     | 187 | 67%<br>(44%) | 401                | 153 | 34%<br>(18%) | 728               | 535 | 73%<br>(62%) | 1,411   | 856 | 61%<br>(45%) | 847   | 316 | 37%<br>(19%) |

※ ( ) 内は平成 24 年 12 月末の数値。

単位：万トン

### (3) 今後の方針

- ・ 岩手県・宮城県の災害廃棄物等については、目標期間内で、できるだけ早期の処理完了を目指し、着実な処理を実施する。
- ・ 被災地での処理については、設置済みの仮設焼却炉、破砕選別施設を本格稼働させることにより、着実に進める。
- ・ 広域処理については、実施中等の広域処理を着実に実施することにより、なるべく早期に受入れを終了する。
- ・ 福島県の災害廃棄物については、一部平成 26 年 3 月末までの終了が困難であることから、国の直轄処理、代行処理の加速化を図り、夏頃を目途に、全体の処理見通しを明らかにする。
- ・ 再生利用については、利用先の確保は十分ではなく、引き続き利用先の拡大に取り組む。特に津波堆積物については、津波堆積物の処理計画に基づき、再生利用先の確保を推進する。
- ・ 今後は、平成 25 年度の間時点（平成 25 年度 9 月末）の処理量の見込みを設定し、きめ細やかな進捗管理を実施する。